

# 個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護に関する基本方針、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報保護に関する法律施行規則（以下、関係法令等という。）に準拠した個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下、「本会」という。）の事業の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、本会のすべての会員及び役職員（以下、「会員等」という。）に適用する。  
2 本規程は、本会が事業の用に供するすべての個人情報を対象とする。

### (用語の定義)

第3条 本規程で使用する各用語の定義は、特段の定めがない限り、関係法令等の定めによるものとする。

## 第2章 推進体制

### (個人情報保護方針)

第4条 会長は、個人情報保護方針（以下「方針」という。）を制定する。  
2 会長は、方針を実行し、これを維持する。  
3 会長は、方針を内部に周知するとともに、外部へ公表する。

### (個人情報保護管理責任者等)

第5条 副会長を個人情報保護管理責任者とし、本会の個人情報保護の推進を統括する。  
2 個人情報保護管理責任者は、個人情報の取扱いに関する手順を定め、維持する。  
3 個人情報保護管理責任者は、特定した個人情報に関するリスクを認識する。

### (個人情報保護推進事務局)

第6条 事務局の中に個人情報保護推進事務局を置く。  
2 事務局代表を個人情報保護推進事務局の長とする。

### (個人情報管理者)

第7条 各基本組織においては、原則として、その長（本部各委員会等の委員長・所長及び各支部の支部長）を当該組織における個人情報管理者とする。  
2 個人情報管理者は、当該組織において、主体的に個人情報保護に取り組むとともに推進状況の点検を行う。

## 第3章 運用

### 第1節 個人情報の取得等

#### (利用目的の特定)

第8条 個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り具体的に特定する。なお、特定するにあたっては、本会の活動において必要な目的に限る。

(利用目的による制限)

第9条 個人情報、あらかじめ特定された利用目的を達成するために必要な範囲内で取り扱う。

ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(不適正利用の禁止)

第10条 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法によらない個人情報の利用を行う。

(取得)

第11条 個人情報の取得にあたっては、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行う。

- 2 個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、速やかに利用目的を本人に通知し、または公表する。ただし、法令に定めがある場合等はこの限りではない。
- 3 個人情報は、原則として本人から取得する。ただし、法令に定めがある場合等はこの限りではない。
- 4 本人から直接、書面等により個人情報を取得する場合は、原則として、当該書面等に利用目的を明示する。
- 5 要配慮個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。ただし、第9条(1)～(4)に掲げる場合はこの限りではない。

(利用目的の変更時の措置)

第12条 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲とし、変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表する。ただし、法令に定めがある場合等はこの限りではない。

## 第2節 個人情報の管理

(個人データの正確性の確保)

第13条 個人情報保護管理責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保持するとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(個人データの安全管理措置)

第14条 個人情報保護管理責任者は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理(情報セキュリティ)のために、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(会員等の監督)

第15条 個人情報保護管理責任者は、会員等に個人データを取り扱わせるにあたって、個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。監督の方法は別途定める。

(委託先の監督)

第16条 個人情報保護管理責任者は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合、その個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。監督の方法は別途定める。

(個人情報の取扱いにおける事故等の報告)

第17条 その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして、次に掲げる事案が生じたときは、個人情報保護委員会に報告する。

(1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ

(2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 個人データの取扱いを委託している場合は、委託元及び委託先の連名で報告することもできるが、委託先として漏えい等が起こった場合、委託元に当該事態が発生したことを通知する。委託元であって、委託先で漏えい等が起こった場合、委託元として個人情報保護委員会に報告する。

3 第1項に基づき個人情報保護委員会へ報告する場合には、個人情報保護委員会規則の定めに従い、速やかに、当該事態に関する事項を時間的制限等も踏まえた上で報告すると共に、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知する。

(第三者への提供の制限)

第18条 個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。ただし、法令に定めがある場合等はこの限りではない。

(本人の同意を得ないで第三者に提供できる場合)

第19条 第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 本会の名称及び住所並びに代表者の氏名

(2) 第三者への提供を利用目的とする旨

(3) 第三者に提供される個人データの項目

(4) 第三者への提供の手段又は方法

(5) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する旨

(第三者への提供に該当しない場合)

第20条 次の事項に該当する場合は、第18条の第三者への提供には該当しない。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、以下のことをあらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき

a. 共同利用をする旨

b. 共同して利用される個人データの項目

c. 共同して利用する者の範囲

- d. 利用する者の利用目的
- e. 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称及び住所並びに代表者の氏名

(第三者提供に係る記録の作成等)

第21条 個人データを第三者に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成する。

2 前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第22条 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行う。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成する。

3 前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存する。

第3節 保有個人データの開示・訂正・利用停止等

(保有個人データに関する事項の公表)

第23条 保有個人データに関しては、次の事項について本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 本会の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) すべての保有個人データの利用目的
- (3) 本人からの開示等の求めに応じる手続き
- (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置
- (5) 苦情の申し出先

2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められた場合は、別に定める方法により、遅滞なく、当該本人に対し通知する。ただし、法令でその通知を要しないと認められている場合等については、この限りではない。

3 保有個人データの利用目的の通知を行わないと決定した場合は、遅滞なく、その旨および理由を当該本人に通知する。

(開示)

第24条 本人から当該本人が識別される保有個人データの開示を求められた場合は、別に定める方法により、遅滞なく、当該本人に対し電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他本会が認める方法のうち本人が請求した方法で開示する。ただし、法令でその開示を要しないと認められている場合等については、この限りではない。

2 保有個人データの全部または一部の開示を行わないと決定した場合は、遅滞なく、その旨を当該本人に通知する。

3 前2項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る(第三者提供に係る記録の作成等)第21条第1項及び(第三者提供を受ける際の確認等)第22条2項で作成した記録にも準用する。

4 第三者提供記録を本人に開示するに当たっては、法において記録事項とされている事項を本人が求める方法により開示すれば足り、それ以外の事項を開示する必要はない。

(訂正等)

第25条 本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、訂正（追加又は削除を含む）等を求められた場合は、他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、訂正等を行う。

2 訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときはその内容）を当該本人に通知する。

(利用停止等)

第26条 当該本人が識別される保有個人データについて、その利用目的の制限、事業の承継、利用目的による制限の例外、不適正利用の禁止に違反して取り扱われているという理由、または適正な取得、要配慮個人情報の取得の規定に違反して取得されたとき、または第三者への提供の制限に違反して第三者に提供されているという理由によって、利用停止等を本人から請求された場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、利用停止等を行う。

2 当該本人が識別される保有個人データを本会が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る漏えい事故等の事態が生じた場合その他当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合に、それらを理由として利用停止等又は第三者への提供の停止を本人から請求された場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、利用停止等または第三者への提供の停止を行う。

3 利用停止等または第三者提供の停止を行った場合は、遅滞なく、その結果を当該本人に通知する。

4 利用停止等または第三者提供の停止を行わないと決定した場合は、遅滞なく、その旨を当該本人に通知する。

#### 第4節 苦情への対応

(苦情への対応)

第27条 法令等に定められる個人情報の取扱いについて本人から苦情の申し出があったときは、苦情の適切かつ迅速な処理及びそのための必要な体制の整備に努める。苦情への対応の総括は個人情報保護推進事務局が行う。

#### 第5節 規程類の管理等

(現行法令等の特定)

第28条 個人情報保護管理責任者は、個人情報の保護に関連する法令およびその他の規範を特定し、ホームページの会員専用ページ等を通じて閲覧可能な状態を維持する。

(規程類の管理)

第29条 個人情報保護管理責任者は、個人情報保護の推進に関連する規程・通達類を最新の状態で維持、管理する。

### 第4章 教育

第30条 個人情報保護管理責任者は、本規程を遵守するために必要な教育に関する計画を策定し実施する。

## 第5章 監査

### (監査の実施)

第31条 本会の監事は、個人情報の管理状況等について業務監査を年1回以上行い、会長及びコンプライアンス委員会委員長に報告する。

2 個人情報管理責任者は、保有個人データの管理状況等について必要な点検を年1回以上行い、その結果を会長及びコンプライアンス委員会委員長に報告する。

## 第6章 見直し

### (推進体制の見直し)

第32条 個人情報保護管理責任者は、第24条により特定した法令等について改廃の確認を行い、個人情報保護推進体制に適正に反映する。

2 個人情報保護管理責任者は、前項のほか適切な個人情報の取扱いを維持するため、定期的に推進体制を見直すものとする。

## 第7章 緊急時の対応

### (緊急時の対応)

第33条 個人情報管理者は、当該組織において、個人情報の漏えい事故等が発生した場合は、別に定める方法により、その事故の概要・影響等について、個人情報保護推進事務局に報告する。

2 個人情報保護推進事務局は、報告を受けた後、必要に応じ個人情報保護管理責任者に報告するとともに、関係する組織等と連携し、関係する機関及び監督官庁への報告・報道発表等の社外対応を行う。

## 第8章 罰則

### (罰則)

第34条 本会は、本規程に違反した会員に対して会則に基づき処分を行う。

### (附則)

第1条 本規程の運用に必要な細則及び帳票類等は別に定める。

第2条 本規程については、監査等の結果に基づき必要な見直しを行い、理事会の決議をもって改定する。

第3条 本規程は、平成18年5月11日に制定し、平成18年2月13日から施行する。

第4条 本規程は、平成25年5月9日に改定し、平成25年4月1日から施行する。

第5条 本規程は、平成27年3月7日に改定し、平成26年11月30日から施行する。

第6条 本規程は、平成30年10月6日に改定し、平成30年10月9日から施行する。

第7条 本規程は、2022年5月7日に改定し、2022年4月1日から施行する。